

こんなときはどうしたらいいの？

- Q 転居によって印鑑登録をし直す必要はありますか？ A 必要ありません。市内のお引っ越しであれば情報は引き継がれます。
- Q 土曜窓口でも転居の手続きはできますか？ A 土曜窓口でも転居の手続きは受付できます。
- Q 小平市にある祖父母の家に小平市在住の大学生の孫を転居させたいが、どのような持ち物が必要ですか？ A 既存の世帯に転入する場合は、世帯主の同意が必要となります。事前に世帯主の同意を得た旨を書面（同意書）で確認させていただきます。同意書の他は、表面の持ち物と変わりありません。
- Q 転居届は郵送でできますか？ A 窓口のみ受付となります。転出届は、郵送での受付が可能です。



小平市役所

〒187-8701

小平市小川町2-1333

☎042-341-1211（代表）

午前8時30分から午後5時まで

（日曜日、祝日、年末年始の閉庁日はお休みです）

※土曜窓口は、本庁舎内の4課（市民課、保険年金課、税務課、収納課）が午前8時30分から午後0時15分まで開庁していますが、取扱業務は、平日の一部の業務に限られます。

手続きチェックシート

転居

小平市内で引越しされた方へ

転居届

新しい住所地に住み始めてから14日以内に届出してください。

市民課 窓口担当

☎042-346-9804（直通）

届出に必要なもの

- ・本人確認書類（窓口に来られる方の分）※1
- ・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（お持ちの方）
- ・在留カードまたは特別永住者証明書（外国人の方）

※必要な書類がそろわないと、後日あらためてご来庁いただく場合があります。

※マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方は、カードの券面記載事項変更（住所変更）が必要です。また、マイナンバーカードの署名用電子証明書が失効するため、確定申告e-Tax等を利用されている方は発行手続きを行ってください。

※1 本人確認書類について

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等官公署が発行した顔写真付きのものになります。

上記の本人確認書類をお持ちでない方は、健康保険証または資格確認書、年金手帳、学生証、社員証などを2点以上お持ちください。

関連する手続きは
内側にあります

※全ての関連手続きが記載されているものではありません。
ご注意ください。

代理人が手続きをする場合は？

- ・引っ越した本人が記入した委任状
 - ・代理人の本人確認書類 ※1
 - ・転居される方の在留カードまたは特別永住者証明書（外国人の方）
- ※世帯主との続柄を証する文書（外国語によって作成されたものについては第三者による訳文も添付）が必要になる場合があります。

転居に関するおまな手続き

- マイナンバーの情報連携がはじまり、マイナンバーの提示により、一部手続きに必要なもの（住民票や課税・非課税証明書（所得証明書）等）が省略できる場合がございますので、ご確認ください。
- ※申請書類等にマイナンバーを記入する場合、窓口でマイナンバー（個人番号）の分かる書類（原本）及び本人確認書類をあわせて提示してください。
- 出張所・土曜窓口における「△」は、一部受付できない場合がありますので、手続き窓口へご確認ください。
- 主な手続きの内容における「★」は、転居届と同時に市民課で一部受付できます。

分類	確認	対象者	主な手続きの内容 (申請・注意事項等)	手続きに必要なもの	期間	手続き窓口	出張所	土曜窓口			
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入している方	新しい資格確認書または資格情報のお知らせの交付「★」 (後日郵送)	・旧住所の国民健康保険証または資格確認書	変更があった日から14日以内	市役所	○	○			
	<input type="checkbox"/>	各種認定証をお持ちの方	認定証の住所変更「★」 (後日郵送)	・限度額適用認定証 ・特定疾病療養受療証など	変更があった日から14日以内				保険年金課 国民健康保険担当 ☎042-346-9529	○	○
	<input type="checkbox"/>	75歳以上の方または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	新しい後期高齢者医療資格確認書または資格情報のお知らせの交付 (後日郵送)	・旧住所の後期高齢者医療保険証または資格確認書	変更があった日から14日以内	1階	○	○			
	<input type="checkbox"/>	各種認定証をお持ちの方	認定証の住所変更 (後日郵送)	・特定疾病療養受療証など	変更があった日から14日以内				保険年金課 高齢者医療・年金担当 ☎042-346-9538	○	○
年金	<input type="checkbox"/>	年金を受給中の方	小平市役所での手続きはありません。 ※共済年金の方は共済組合にお問い合わせください。			各共済組合					
税	<input type="checkbox"/>	確定申告でe-Taxを利用される方 (署名用電子証明書の再発行を希望される方)	署名用電子証明書の再発行 ※代理人が申請される場合は市民課へお問い合わせください。	・マイナンバーカード ※住民基本台帳用(数字4桁)、署名用電子証明書用(6~16桁の英数字)暗証番号を確認の上、窓口にお越しください。	すみやかに	1階 市民課 窓口担当 ☎042-346-9804	○	△			
こども	<input type="checkbox"/>	0歳~高校生相当年齢のお子さんがいて、児童手当を受給している方	住所変更 ※公務員の方は、勤務先で手続きしてください。		すみやかに	市役所 2階	○	×			
	<input type="checkbox"/>	0歳~高校生相当年齢のお子さんがいて ・乳幼児医療証(マル乳)をお持ちの方 ・義務教育就学児医療証(マル子)をお持ちの方 ・高校生等医療証(マル青)をお持ちの方	乳幼児医療証(マル乳)、義務教育就学児医療証(マル子)高校生等医療証(マル青)の住所変更	・マル乳医療証、マル子医療証、マル青医療証	すみやかに				子育て支援課 手当助成担当 ☎042-346-9544	○	×
	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していて ・児童と別居する方 ・同居になる方 ・引き続き別居する方	住所変更(同居になる方) 別居監護の申立または児童手当の資格消滅(児童と別居または引き続き別居する方) ※公務員の方は、勤務先で手続きしてください。	※子育て支援課へお問い合わせください。	すみやかに				×	×	
	<input type="checkbox"/>	0歳~18歳(一部20歳未満)のお子さんがいて ・ひとり親家庭の方 ・父または母に重度の障がいがある方 ※受給者本人が引っ越ししていない場合も、同居者に変更がある方は、手続きが必要です。	児童扶養手当、児童育成手当の住所変更	※子育て支援課へお問い合わせください。	すみやかに				○	×	
	<input type="checkbox"/>	障がいのあるお子さん(0歳~20歳未満)の手当を受給している方 ・特別児童扶養手当 ・児童育成手当 ・心身障害児福祉手当 ※受給者本人が引っ越ししていない場合も、同居者に変更がある方は、手続きが必要です。	特別児童扶養手当、児童育成手当、心身障害児福祉手当の住所変更	※子育て支援課へお問い合わせください。	すみやかに				×	×	
	<input type="checkbox"/>	学童クラブを利用して、学校が変わる方	学童クラブの変更相談	※子育て支援課へお問い合わせください。	すみやかに				子育て支援課 学童クラブ担当 ☎042-346-9543	×	×
	<input type="checkbox"/>	ひとり親の貸付、自立支援給付金等を受けている方	住所変更	※子育て支援課へお問い合わせください。	すみやかに				子育て支援課 相談支援担当 ☎042-346-9628	×	×
	<input type="checkbox"/>	・認可保育園等に入園(内定)、または入園申込みをしているお子さんがいる方 ・幼稚園、認証保育所などの認可外保育施設を利用するお子さんがいる方 ※利用施設を通じて手続きをしていない場合	住所変更	※保育課へお問い合わせください。	すみやかに				保育課 入園・認定担当 ☎042-346-9601	△	×
	<input type="checkbox"/>	幼稚園、認証保育所などの認可外保育施設を利用するお子さんがいる方 ※利用施設を通じて手続きをしていない場合	補助金申請 など	※保育課へお問い合わせください。	すみやかに				保育課 幼稚園・認可外保育施設担当 ☎042-346-9645	×	×
	<input type="checkbox"/>	小学生・中学生のお子さんがいて、通学区域が変わる方	①転校手続き「★」 ②指定学校変更の手続き ・転居届が市民課で済みましたら、学務課窓口へお越しください。	①転校の場合 前の学校で発行された ・在学証明書・教科書給与証明書を持参。市役所で発行された入学通知書受け取り後、上記書類と併せて学校へ提出。 ②指定学校変更の手続きの場合 ・特にありません。	住民登録異動後すぐ				市役所5階 学務課 学事保健担当 ☎042-346-9570	① ○ ② ×	① ○ ② ×
介護	<input type="checkbox"/>	小平市以外の介護認定を受けて住所地特例施設に入所中の方で、住所地特例施設以外に転居する方	介護保険の認定申請 ※小平市の介護認定申請が必要です。 ※小平市の介護保険証をお持ちの方は、手続きは不要です。後日郵送されます。	・健康保険証、後期高齢者医療制度被保険者証などの医療保険証	すみやかに	高齢者支援課 認定担当 ☎042-346-9759	×	×			
障がい	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、愛の手帳をお持ちの方	身体障害者手帳、愛の手帳の住所変更 各種サービスの変更	・身体障害者手帳 ・愛の手帳(療育手帳)		七健康福祉1社事務	△	×			
	<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療費制度(精神通院医療)を利用している方	精神障害者保健福祉手帳の住所変更 受給者証の住所変更	・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療受給者証(精神通院) ・印章 ・マイナンバーカード	すみやかに				障がい者支援課 サービス支援担当 ☎042-346-9542	×	×
	<input type="checkbox"/>	心身障害者医療費助成制度(マル障)を受けている方	マル障受給者証の住所変更						障がい者支援課 事業推進担当 ☎042-346-9540	○	×
その他	<input type="checkbox"/>	犬を飼っている方	犬の登録事項変更届 ※「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトに登録を行っている場合は、オンラインにて変更手続きを行ってください。		変更があった日から30日以内	市役所4階 環境政策課 環境対策担当 ☎042-346-9536	○	×			